公共下水道接続手続きの流れ（汚水・雨水）

条件に合うか？
1　公共下水道事業認可区域であること。
2　接続する管が公共下水道（汚水・雨水）であること。
（鎌ケ谷市都市建設部　下水道課で管理している管渠）

市と協議

接続承認申請（事業者→市）
正副２部提出

接続承認（市→事業者）

施工計画及び材料承認申請
（事業者→市）
正副２部提出

承認（市→事業者）

接続工事着手届
１部提出

接続工事

接続工事中間検査
（道路の舗装前に行う）

接続工事完成届
（事業者→市）
１部提出

接続工事完了検査

寄付申出書「開発行為以外の場合」
（事業者→市）
１部提出

寄付受納書（市→事業者）

建築

宅内排水設備工事
（鎌ケ谷市排水設備指定工事店にて施工すること。）
申請→許可→施工→検査

使用開始届
（使用者→市）

使用料の請求
（市→使用者）